

令和 6 年度

特別徴収義務者様

特別徴収のしおり

納付場所

只見町指定金融機関
・東邦銀行本・支店
・会津よつば農業協同組合各支店
・只見町役場会計室
・ゆうちょ銀行・郵便局
(東北6県内に所在するゆうちょ銀行・郵便局、または指定通知書により指定を受けたゆうちょ銀行・郵便局に限ります。)

福島県南会津郡只見町役場

〒968-0498

福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地

TEL (0241) 82-5110

町民税・県民税の特別徴収について

毎年特別徴収義務者の皆さんには、町税事務の推進につきまして深い御理解と御協力により、一層の成果を収めることが出来ますことを厚く御礼申し上げます。

令和6年度町県民税の特別徴収について、貴事業所を町税条例第45条及び第53条の6の規定により、特別徴収義務者に指定しました。つきましては、御多忙中恐縮ですが下記に記載した各項に御留意のうえ、町県民税の納入について格段の御協力をお願いします。

1. 町県民税の特別徴収とは

納税者の税額を4回に分けて納付しなければならないものを給与所得者の便宜を図るため、町・県民税額を12分の1に分けて（6月から翌年5月まで）毎月の給与が支払われる際に差引いて（退職所得に係る町・県民税を差引いて）納付していただく制度をいいます。

2. 特別徴収義務者とは

給与の支払いをする際、所得税を徴収する義務のある者で町税条例によって指定された事業所（事務所）の給与支払者をいいます。

従って町から送達された税額通知により毎月定められた税額を給与から差引いて、定められた期限までに納入する義務があります。（退職手当の支払いを受ける者も含む。）

3. 特別徴収をされる者は

前年中（1月～12月）に給与の支払いを受け、本年4月1日現在給与の支払いを受けている者及び、退職手当の支払いを受けている者又は退職手当の支払いを受ける者。

4. 納税義務のない者

合計所得金額が、280千円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に168千円を加算した金額）に100千円を加算した金額以下の場合は、均等割が課されません。

本年1月1日現在で申告主が障害者、未成年者（18歳に満たない者）、寡婦又はひとり親であって、いずれも前年中の合計所得金額が135万円以下の者。

また、総所得金額等が、350千円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に320千円を加算した金額）に100千円を加算した金額以下の場合は、所得割が課されません。

県民税均等割のうち千円は、森林環境税として森林環境の保全のために使われます。

5. 月割額の徴収方法

同封の「特別徴収税額の決定・変更通知書」により合計額を12分の1（但し均等割のみは1回で納入）の月額に算出してありますから6月から翌年5月まで毎月給与の支払いをする際に徴収してください。

外 号 町 只

日 15 月 5 年 6 和 令

特別徴収義務者様

夫 勇 部 渡 只 見 町 長 南 会 津 郡 福 島 県



令和 6 年度特別徴収義務者の指定について

令和 6 年度町県民税特別徴収について、貴事業所を地方税法第 321 条の 4 及び第 328 条の 5 並びに只見町税条例第 45 条及び第 53 条の 6 の規定により、特別徴収義務者に指定いたします。

なお、「町民税・県民税の特別徴収について」に留意のうえ、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名及び貴事業所名を記載のうえ、当初納入される際、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、提出後は、毎月そのゆうちょ銀行・郵便局に納入してください。

様

福島県南会津郡只見町長 渡 部 勇 夫



只 町 号 外

令和 6 年 5 月 15 日

令和 6 年度町県民税払込の指定について（通知）

標記のことについて、貴店・貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町県民税（特別徴収税額）取扱い支店・局に指定いたしましたので通知いたします。

記

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1. 口座番号 | 公 02150-6-960015 |
| 2. 加入者の名称 | 只見町会計管理者 |
| 3. 取りまとめ店 | 仙台貯金事務センター（〒980-8794） |
| 4. 特別徴収義務者名 | |

※ゆうちょ銀行・郵便局提出用

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

◎ 変更があった場合はすみやかに提出してください。

令和 年 月 日 只見町長様	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	法人番号								指 定 番 号		
		所在地								連絡者の 係・氏名 並 び に 電話番号	係	
		名 称									氏名	
		代表者の 職 氏 名									電話	

ミ
シ
ン

◎ お願い 所在地・方書・名称には誤読を避けるため必ずフリガナを振ってください。

※ 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段（転勤等）による特別徴収届出書の事柄を記入し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。

ミ
シ
ン

只 見 町 長 様									
令和 年 月 日 提出									

給与支払報告書
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

異動日の翌月の10日までが提出期限となっています。										指定番号									
給与 支払 者 (特別徴収義務者)	法人番号								連絡先		給与 所得 者	受給者 番号			氏 名	旧 姓 ()			
	所在地・名称	〒						係	氏 名	個 人 番 号									
										TEL	住 所		1 月 1 日 現在						
													異動後の住所						

(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの 給与支払額
円	月から 月まで 円	円		1. 退職 2. 転勤(職) 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理 由)	円 控除社会 保険料額 円

◎ 転勤等による特別徴収異動届書 (転勤先の事業所を経由して、市町村長あて送付してください。(左欄外参照))

上記の者に係る 月割額 円を 月分から 徴収し、納入します。	給与 支払 者 (特別徴収義務者)	法人番号							指定番号			
		所在地・名称	〒						受給者番号			
									連絡先	係	氏 名	TEL

◎ 退職等により徴収できなくなった残税額は
一括徴収をし、下の欄に記入してください。

一括徴収申出日	一括徴収税額 (左記(ウ)と同額)	
年 月 日	円	
一括徴収した税額は 月分で納入します。		異動者印
・ 退職者の未徴収税額について 1 月 1 日から 4 月 30 日の間に退職した方の残税額については、退職時に一括徴収することが義務づけられています。 なお、それ以外の間に退職された方についても、本人に了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくださいよう、お願いいたします。		
6 月分		
7 月分以降		

特別徴収異動連絡書 (届出者は記入しないでください。)

指定番号	受給者番号	地区	世 帯	宛 名 番 号	徴収月	異動事由	更正月	転 勤 (職) 後		切替月
								指定番号	受 給 者 番 号	

退職時までの給与支払額		控除社会保険料額	
-------------	--	----------	--

異 動 処理月

※ 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(転勤等)による特別徴収届出書の事柄を記入し、一月一日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。

只 見 町 長 様
令和 年 月 日 提出

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

異動日の翌月の10日までが提出期限となっています。

指定番号

市町村 処理欄	台帳	新年	

[illegible]

(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴 収税額の徴収	退職時までの 給与支払額
円	月から 月まで 円	円	・ ・	1. 退 職 2. 転 勤(職) 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6.	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (理 由)	円 控 除 社 会 保 険 料 額 円

◎ 退職等により徴収できなくなった残税額は、一括徴収をし、下の欄に記入してください。

一括徴収申出日	一括徴収税額（左記(ウ)と同額）
年 月 日	P
一括徴収した税額は	異動者印
月分で納入します。	

・退職者の未徴収税額について

1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については、退職時に一括徴収することが義務づけられています。

なお、それ以外の間に退職された方についても、本人に了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくださいよう、お願いいたします。

6 月分		
7 月分以降		

◎ 転勤等による特別徴収異動届書 (転勤先の事業所を経由して、市町村長あて送付してください。 (左欄外参照))

上記の者に係る 月割額 円を 月分から 徴収し、納入します。	給与（特別徴収義務者） 支払者	法人番号									指定番号	
		所在地・名称	〒								受給者番号	
											連絡先	係氏名 TEL

④ 特別徴収異動連絡書（届出者は記入しないでください。）

[illegible]

退職時までの給与支払額	控除社会保険料額
-------------	----------

異動 処理月	
-----------	--

市町村 処理欄	台 帳	新 年	

只 見 町 長 様										給与支払報告書 特 別 徴 収										に係る給与所得者異動届出書									
令和 年 月 日 提出										異動日の翌月の10日までが提出期限となっています。										指定番号									

給与 支払者 (特別徴収義務者)	法人番号												連 絡 先										給与 所得者	受給者 番号											氏 名	(旧 姓)									
	所在地・名称	〒	⑩										係	氏 名	TEL	個 人 番 号																													
																1 月 1 日現在																													
																異動後の住所																													

(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴 収税額の徴収	退職時までの 給与支払額
円	月から 月まで 円	円		1. 退 職 2. 転 勤 (職) 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6.	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (理 由)	円 控 除 社 会 保 険 料 額 円

◎ 退職等により徴収できなくなった残税額は
一括徴収をし、下の欄に記入してください。

一括徴収申出日	一括徴収税額 (左記(ウ)と同額)
年 月 日	円
一括徴収した税額は 月分で納入します。	
異動者印	
・退職者の未徴収税額について 1 月 1 日から 4 月 30 日の間に退職した方の残税額につ いては、退職時に一括徴収することが義務づけられてい ます。 なお、それ以外の間に退職された方についても、本人 に了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくだ さるよう、お願いいたします。	

6 月分		
7 月分以降		

◎ 転勤等による特別徴収異動届書 (転勤先の事業所を経由して、市町村長あて
送付してください。(左欄外参照))

上記の者に係る 月割額 円を 月分から 徴収し、納入します。	給与 支払者 (特別徴収義務者)	法人番号												指定番号											
		所在地・名称	〒	⑩										受給者番号											
														連 係											
															氏 名										
														TEL											

特別徴収異動連絡書 (届出者は記入しないでください。)

指定番号	受給者番号	地区	世 帯	宛 名 番 号	徴収月	異動事由	更正月	転 勤 (職) 後		切替月
								指定番号	受 給 者 番 号	

退職時までの給与支払額		控除社会保険料額	
-------------	--	----------	--

異 動 処理月

※ 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、
新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(転勤等)による特別徴収届出書の事項を記入し、一月一日現在
の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。

※ 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書の事柄を記入し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。

只見町長様

令和 年 月 日 提出

給与支払報告書
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

市町村 処理欄	台帳	新年	

異動日の翌月の10日までが提出期限となっています。										指定番号																									
給与支払者 (特別徴収義務者)	法人番号										連絡先										給与所得者 番号	受給者番号		氏名		旧姓									
	所在地・名称	〒										係	氏名	TEL	個人番号		住所		1月1日現在																
異動後の未徴収税額の徴収		退職時までの給与支払額		控除社会保険料額		1月1日現在										異動後の住所																			

(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払額
円	月から 月まで	円		1. 退職 2. 転勤(職) 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)	円
	円					円

◎ 転勤等による特別徴収異動届書 (転勤先の事業所を経由して、市町村長あて送付してください。(左欄外参照))

上記の者に係る 月割額 円を 月分から 徴収し、納入します。	給与支払者 (特別徴収義務者)	法人番号										指定番号			
		所在地・名称	〒										受給者番号		
													連絡先	係	
														氏名	
		TEL													

◎ 退職等により徴収できなくなった残税額は一括徴収をし、下の欄に記入してください。

一括徴収申出日	一括徴収税額 (左記(ウ)と同額)
年 月 日	円
一括徴収した税額は 月分で納入します。	異動者印
・退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については、退職時に一括徴収することが義務づけられています。 なお、それ以外の間に退職された方についても、本人に了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくださいよう、お願いいたします。	

6月分		
7月分以降		

特別徴収異動連絡書 (届出者は記入しないでください。)

指定番号	受給者番号	地区	世帯	宛名番号	徴収月	異動事由	更正月	転勤(職)後		切替月
								指定番号	受給者番号	

退職時までの給与支払額		控除社会保険料額	
-------------	--	----------	--

異動 処理月

※ 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。

ミ
シ
ン

只 見 町 長 様									
令和 年 月 日 提出									

給与支払報告書
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

市町村 処理欄	台 帳	新 年	

異動日の翌月の10日までが提出期限となっています。										指定番号										
給与 支払者 (特別徴収義務者)	法人番号										連 絡 先		給与 所得者	受給者 番号	氏 名		旧 姓			
	所在地・名称										係	個人番号		1月1日現在						
TEL										氏 名	住所		異動後の住所							

(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴 収税額の徴収	退職時までの 給与支払額
円	月から 月まで 円	円	・ ・	1. 退 職 2. 転 勤(職) 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6.	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (理 由)	円 控 除 社 会 保 険 料 額 円

◎ 転勤等による特別徴収異動届書 (転勤先の事業所を経由して、市町村長あて)
送付してください。(左欄外参照)

上記の者に係る 月割額 円を 月分から 徴収し、納入します。	給与 支払者 (特別徴収義務者)	法人番号										指定番号		
		所在地・名称										受給者番号		
												連 係	氏 名	

◎ 退職等により徴収できなくなった残税額は
一括徴収をし、下の欄に記入してください。

一括徴収申出日	一括徴収税額 (左記(ウ)と同額)	
年 月 日	円	
一括徴収した税額は 月分で納入します。		異動者印
・ 退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額につ いては、退職時に一括徴収することが義務づけられてい ます。 なお、それ以外の間に退職された方についても、本人 に了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくだ さるよう、お願いいたします。		
6月分		
7月分以降		

特別徴収異動連絡書 (届出者は記入しないでください。)

指定番号	受給者番号	地 区	世 帯	宛 名 番 号	徴収月	異動事由	更正月	転 勤 (職) 後		切替月
								指定番号	受 給 者 番 号	

退職時までの給与支払額		控除社会保険料額	
-------------	--	----------	--

異 動 処理月

※ 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段（転勤等）による特別徴収届出書の事柄を記入し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。

只見町長様

令和 年 月 日 提出

給与支払報告書
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

市町村
処理欄

台帳

新年

異動日の翌月の10日までが提出期限となっています。

指定番号

給与
支払者

法人番号

所在地・名称

〒

連
絡
先

係

氏
名

TEL

給与
所得者

受給者
番号

氏
名

(旧姓)

個
人
番
号

住
所

1月1日現在

異動後の住所

(ア)
特別徴収税額
(年税額)

(イ)
徴収済額

(ウ)
未徴収税額
(ア)-(イ)

異動
年月日

異動の
事由

異動後の未徴
収税額の徴収

退職時までの
給与支払額

円

円

円

円

1.退職
2.転勤(職)
3.休職
4.長期欠勤
5.死亡
6.

1.特別徴収継続
2.一括徴収
3.普通徴収
(理由)

円

控除社会
保険料額

円

◎ 退職等により徴収できなくなった残税額は一括徴収をし、下の欄に記入してください。

一括徴収申出日

一括徴収税額（左記(ウ)と同額）

円

年 月 日

一括徴収した税額は

異動者印

月分で納入します。

・退職者の未徴収税額について

1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については、退職時に一括徴収することが義務づけられています。

なお、それ以外の間に退職された方についても、本人に了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくださいよう、お願いいたします。

6月分

7月分以降

◎ 転勤等による特別徴収異動届書（ 転勤先の事業所を経由して、市町村長あて送付してください。（左欄外参照） ）

上記の者に係る
月割額

円を
月分から
徴収し、納入します。

給
与
支
払
者

(特別徴収義務者)

法人番号

所在地・名称

〒

指定番号

受給者番号

連
絡
先

係

氏
名

TEL

特別徴収異動連絡書（届出者は記入しないでください。）

指定番号	受給者番号	地区	世帯	宛名番号	徴収月	異動事由	更正月	転勤（職）後		切替月
								指定番号	受給者番号	

退職時までの給与支払額		控除社会保険料額	
-------------	--	----------	--

異動
処理月

町県民税特別徴収への切替申請書

新規の場合は○で囲んでください

令和 年 月 日	給 与 支 払 者	法人番号															特別徴収義務者 指 定 番 号	
		所 在 地																
只見町長様		名 称													担 当 者 連 絡 先	所属部署		
		代表者名																
		職氏名印															印	氏 名
																	電 話 番 号	

*新規

下記の者について普通徴収から特別徴収に切り替えてください。

記入のない場合は当方で付番します

切替月	フリガナ	住 所	受給者番号	年税額(円)	既納入額(円)	特 別 徴 収 切替額(円)
	氏 名					
	生 年 月 日					
____ 月分から 特 別 徴 収 を 希 望 し ま す 。		〒				
	T・S・H ・ ・					
		〒				
	T・S・H ・ ・					
給与計算締切日		〒				
毎月 日						
	T・S・H ・ ・					
備 考						

(注) ○ 誤納を避けるため、できれば普通徴収の納税通知書または領収書のコピーを必ず添付してください。
 ○ 税額の通知は、申請書が届いた月の翌月中旬以降に送付いたします。

ミ
シ
ン

令和 年 月 日	給 与 支 払 者	法人番号															特別徴収義務者 指 定 番 号		*新規
只見町長様		所 在 地													担 当 者 連 絡 先	所属部署			
		名 称														氏 名			
		代表者名																	
		職氏名印	印												電話番号				

— 記入のない場合は当方で付番します

切替月	フリガナ	住 所	受給者番号	年税額(円)	既納入額(円)	特 別 徴 収 切替額(円)
	氏 名					
	生 年 月 日					
_____ 月分から 特 別 徴 収 を 希 望 し ま す 。		〒				
	T・S・H . .					
		〒				
	T・S・H . .					
給与計算締切日 毎月 日		〒				
	T・S・H . .					
備 考						

- (注) ○ 誤納を避けるため、できれば普通徴収の納税通知書または領収書のコピーを必ず添付してください。
○ 税額の通知は、申請書が届いた月の翌月中旬以降に送付いたします。

退職所得に対する所得割額（町民税・県民税の特別徴収税額）の算出方法

◎退職所得に対する町民税・県民税は、給与所得等に対するものと異なり、所得税と同様に退職手当等を支払ったときに徴収する現年分離課税とされています。退職所得に対する町民税・県民税の特別徴収税額は、下記の手順に沿って算出してください。

- (1) 退職所得額控除額の計算 …退職所得控除額は、退職者の勤務年数に応じて下記の計算式に当てはめます

勤務年数	計算式
20年以下	40万円 × 勤務年数 = 退職所得控除額 (80万円に満たない場合は80万円)
20年超	70万円 × (勤務年数 - 20年) + 800万円 = 退職所得控除額
障害退職の場合	上記のいずれかの計算式によって求めた額 + 100万円 = 退職所得控除額



- (2) 退職所得金額の計算 …下記の計算式によって退職所得金額を求めます

$$(\text{退職手当等の支払額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得金額 (千円未満切捨て)}$$



- (3) 特別徴収すべき税額の計算 …下記の計算式によって税額を求めます

退職所得金額	×	税率		=	税額		-	控除額		⇒	特別徴収すべき税額	
		町民税 6%	県民税 4%		町民税 (A)	県民税 (B)		(A) × 10% (C)	(B) × 10% (D)		町民税 (A) - (C)	県民税 (B) - (D)
					(端数処理なし)			(端数処理なし)			(百円未満切捨て)	

票收徵特別年份和令

支払を受ける者	個人番号		住所又は居所 令和元年1月1日 の住	(役職名)	区分	支払金額 千円	源泉徴収税額 千円	特別徴収税額		
	個人番号 又は法人番号	住所(居所) 又は所在地 氏名又 は称						勤続年数 年	就職年月日 年 月 日	退職年月日 年 月 日
支払者	所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第2号適用分									
	所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分									
	所得税法第201条第3項並びに地方税法 第50条の6第2項及び第328条の6 第2項適用分									
	退職所得控除額									
	万円									
(適要)										
(右語で記載してください。)										
(電話)										

(市町村提出用)

票收徵別特分年分令和

支払を受ける者	個人番号 住所又は居所 令和元年1月1日 の住居氏名	(役職名)				
		区				
	所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号適用分	千円	源泉徴収税額	市町村民税	特別徴収税額	
	所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号適用分					
	所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分					
	退職所得控除額	勤続年数	就任年月日	退職年月日		
(適要) 万円						
支払者	個人番号 又は法人番号 住所(居所) 又は所在地 氏名又は名称	(右詰で記載してください。)				
(電話)						

(市町村提出用)

